

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

保健福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）」により、介護保険法の一部が改正され、「北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 26 年北海道条例第 92 号。以下「基準条例」という。）及び「北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」（平成 26 年北海道規則第 73 号。以下「基準条例施行規則」という。）について、平成 26 年 10 月 14 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日より施行します。

道としては、引き続き、指定居宅介護支援事業所が適切な事業運営を図ることができるよう努めて参りますので、一層のご支援及びご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当該条例及び規則については、添付を省略させていただいておりますが、詳細は道のホームページ等にて確認されますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

平成 26 年 10 月 20 日

各 位

北海道保健福祉部長 高 田 久

記

1 送付資料

- (1) 条例概要
- (2) 道の独自基準の内容

2 その他

基準条例及び基準条例施行規則は、以下のとおり、北海道のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bsh/koho/index.htm>

- ①基準条例（北海道公報 平成 26 年 10 月 14 日 号外第 28 号）
- ②基準条例施行規則（北海道公報 平成 26 年 10 月 14 日 第 2624 号）

連絡先：福祉局施設運営指導課 事業指定グループ Tel 011-231-4111（内線 25-226）

北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例の概要

保健福祉部福祉局施設運営指導課

項 目	内 容	備 考											
1 条例の趣旨・必要性等	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める。</p> <p>【必要性・背景】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる、第3次一括法）が平成25年6月14日に公布され、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の一部が改正された（平成26年4月1日施行）。</p> <p>指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準については、従来、法令により定められていたが、今般の法改正により、平成27年4月1日までに都道府県の条例で定めることとされた。</p>												
2 条例の内容	<p>○ 概要 指定居宅介護支援等については、現在、職員の配置基準及び運営等について、国の基準が定められており、その基準に基づき、必要なサービスの提供等がなされ、道内の各事業所において、適正な事業運営がなされてきたところ。</p> <p>そのため、この条例においては、国の基準を基本的に取り入れることとした上で、一部の基準を次のとおり道独自の基準として定めた。</p> <p>○ 各項目の基準内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">項 目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">基準の内容</th> </tr> <tr> <th style="width: 40%;">国の基準</th> <th style="width: 40%;">道の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故発生時の対応</td> <td> <p>・指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>〔※都道府県に対する事故報告の規定無し〕</p> </td> <td> <p>・事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、指定居宅介護支援事業者は、速やかに道に報告しなければならない（第30条第2項）。</p> </td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td> <p>基本方針、従業者の員数、要介護認定の申請に係る援助、基本取扱方針、具体的取扱方針、運営規程、勤務体制の確保等、設備及び備品等、基準該当居宅介護支援に関する基準 等</p> </td> <td> <p>・国の基準どおり。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基準の内容		国の基準	道の基準	事故発生時の対応	<p>・指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>〔※都道府県に対する事故報告の規定無し〕</p>	<p>・事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、指定居宅介護支援事業者は、速やかに道に報告しなければならない（第30条第2項）。</p>	上記以外	<p>基本方針、従業者の員数、要介護認定の申請に係る援助、基本取扱方針、具体的取扱方針、運営規程、勤務体制の確保等、設備及び備品等、基準該当居宅介護支援に関する基準 等</p>	<p>・国の基準どおり。</p>	
項 目	基準の内容												
	国の基準	道の基準											
事故発生時の対応	<p>・指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>〔※都道府県に対する事故報告の規定無し〕</p>	<p>・事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、指定居宅介護支援事業者は、速やかに道に報告しなければならない（第30条第2項）。</p>											
上記以外	<p>基本方針、従業者の員数、要介護認定の申請に係る援助、基本取扱方針、具体的取扱方針、運営規程、勤務体制の確保等、設備及び備品等、基準該当居宅介護支援に関する基準 等</p>	<p>・国の基準どおり。</p>											
3 施行期日	平成27年4月1日												

道の独自基準についての考え方等について

1 道の独自基準 事故発生時の対応（基準条例第30条第2項関係）

第30条

1（略）

2 前項の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、指定居宅介護支援事業者は、速やかに道に報告しなければならない。

3、4（略）

2 基本的な考え方

これまで道通知で運用してきた事故報告について、利用者に対するサービスの質の向上及び事業の運営の適正化に資する観点から、指導監督権限を有する道に対し、重大な事故が発生した際の報告について、条例で義務付けしたものである。

3 独自基準の運用について

死亡事故などの重大な事故に対する報告について、基準条例により義務化を図ったところであるが、重大な事故に該当しない事故の取扱いについて、報告を求めないという趣旨ではなく、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」（H24.5.9付け道保健福祉部長通知。以下「道通知」という。）に基づき、これまでどおり道への事故報告を求めるものである。

また、重大な事故とは、道通知のとおり、利用者の死亡事故のほか、役・職員の不法行為、利用者に対する虐待、火災事故等をいい、事業者の過失の有無を問わないものである。

なお、具体的な取扱いについては、道通知に基づき適正に実施することになるが、その運用についてはこれまでと同様の取扱いになる。

- 「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」については、次のホームページ（道保健福祉部福祉局施設運営指導課）にて確認可能。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/jikohoukokuyouryou.htm>